

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年7月4日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第6号

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年福井県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成19年政令第325号」の次に「。以下「算定省令」という」を加え、同条に次の1号を加える。

- (6) 平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割減額されている被保険者（前号の規定による均等割額の減額を受けている者を除く。）に係る均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。